

[都市計画提案制度運用フロー図]

(1) **提案に向けた事前調整**
 都市計画素案等に係る事前相談の実施
 都市計画素案、手続き等に係る助言指導
 提案者の協力に基づく提案者・県・市町村等
 関係機関との事前調整
 提案者から提案内容の地権者等への説明



【都市計画の提案】
 提案書などの提出書類等を受け付け、提案の条件を満たしているかどうか
 などの確認を行います。



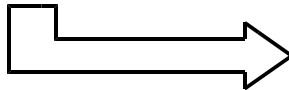
(2) **市町村意見の
反映等**
 提案内容等について
 関係市町村に対しての
 意見照会

都市計画決定等する
 必要性の有無を判断

B
**評価検討会議
の設置**
 右記の判断
 基準に照らし、
 評価・検討

(3) **透明性・迅速性の確保**

A **判断基準の明示**
 都市計画に関する基準へ
 の適合
 まちづくりに関する方針
 への適合
 周辺環境への影響に配慮
 地権者等への十分な説明
 及び十分な理解 など。



提案を踏まえて、
 都市計画決定すると認める場合

提案を踏まえて、
 都市計画決定の必要なしと認める場合

公聴会等の開催
 都市計画案の作成

都市計画審議会に報告し、意見を聴く

都市計画案の公告・縦覧

都市計画決定せず

都市計画審議会への付議

都市計画決定

提案者にその旨・理由を通知

* 枠内は、法定手続きを、 枠内は、本県における提案制度の適正かつ円滑な運用を図るため、県独自に規定する手続きを示す。